

神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市ホームページ（以下「市ホームページ」という）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告及び、当該広告がリンクしているページの内容については、デザイン都市・神戸のブランドイメージを損なわないもの、かつ、市の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- (4) 個人・団体の意見広告と名刺広告
- (5) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (6) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集にかかるもの
- (7) 法令等に違反する恐れのあるもの
 - ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
 - イ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの
 - ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触する恐れのあるもの
 - エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触する恐れのあるもの
 - オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの
 - カ その他法令等に抵触する恐れのあるもの
- (8) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
 - ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告（神戸市男女共同参画の推進に関する条例第8条に該当する広告）
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等
 - エ 貸金業法第2条に規定する貸金業
 - オ 都道府県知事または市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手

続きを行っていない社会福祉施設等の広告

カ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告
(ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く)

キ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告

ク 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのものや、差別を助長するもの

(9) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告

イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告

ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの施術、役務サービス業の広告

エ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告

オ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの

カ 過去5年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告

キ 住宅等の分譲物件については、次の各項に該当しないもの

(ア) 神戸市内の物件

(イ) 事業主が東京証券取引所の上場企業であること。事業主が共同企業体の場合、構成員のうち1社以上が上場企業であること。または、事業主もしくは共同事業体の構成員のうち1社以上が以下の条件を満たすこと。

- ・上記の上場企業の100%出資子会社及びその100%出資子会社である
- ・上場企業が主要株主でグループ企業、銀行、生保で発行済株式総数の過半数を保有している
- ・国・地方公共団体等である

(ウ) 広告対象物件が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)に規定された瑕疵保証制度および住宅性能表示制度の適用を受けていること

(エ) 神戸市内で、戸別住宅、集合住宅、建築条件付宅地を提供した実績があること

(オ) 開発許可や建築確認を受けている物件(シリーズ広告・予告広告も含む)

ク 結婚相談所または交際紹介業に関する広告

ケ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告

コ 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関する広告

サ 店舗販売を行わず、通信販売のみを行う事業者の広告。ただし、特定商取引に関する

る法律第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している事業者を除く。

シ 募金など資金の募集に関する広告。ただし、国の免許、認可などを受けたものを除く。

(10) 次に掲げる広告

ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告

イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの

ウ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告

エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの

オ 本市が指定もしくは紹介する事業者が行う事業と類似するもの、または、あたかも本市が推奨しているような表現のもの

カ 営業開始から 1 年以内の企業の広告

(ただし、神戸市関連施設、産業用地等への進出企業、「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づく環境アセスメント対象事業者及び東京証券取引所のプライム市場もしくはスタンダード市場に上場する企業は除く)

キ 市ホームページの一部であると混同する恐れのある広告

(11) その他前各号に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し、「広報紙 K O B E」等広告掲載審査委員会（以下「委員会」という）が判断する。

(広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、掲載するページにより指定された次のいずれかとする。

ア 横 1 2 0 ピクセル、縦 6 0 ピクセル、データ容量 4 K B 以下

イ 横 1 4 0 ピクセル、縦 6 0 ピクセル、データ容量 4 K B 以下

ウ 横 2 3 4 ピクセル、縦 6 0 ピクセル、データ容量 3 0 K B 以下

(2) 形式 G I F, J P E G

(3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない

(4) 広告を掲載するページ、位置及び枠数は該当のページごとにそれぞれの主管局室区長（以下「局長等」という。）がこれを定める。

(掲載料金)

第 4 条 掲載料については、局長等が決定する。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

- 2 第1項の規定にかかわらず広告掲載開始日もしくは終了日が神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日に当たる場合、企画調整局長は広告掲載料を減額もしくは増額することなく、掲載期間を伸縮することができるものとする。ただし、掲載期間を伸縮する場合は、あらかじめその旨を広告掲載希望者に通知するものとする。
- 3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

- 2 広告を募集する該当のページの主管局室区長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申し込み)

第7条 市ホームページへの広告掲載希望者は、神戸市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAX、またはEメールで局長等が指定する期間内に申し込むこととする。ただし、1ヶ月単位に申し込みを繰り返し、掲載期間を連続して延長することは認めない。なお、市は必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(掲載決定等)

第8条 局長等は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 局長等は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について神戸市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は神戸市ホームページ広告について(様式第3号)により広告掲載希望者へ通知する。
- 3 局長等は、広告掲載希望数が第3条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。
 - (1) 第1順位 国、政府関係機関、地方公共団体、公社、公団、公益法人ならびにこれらに類するものが行う公共性の高い広告
 - (2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものが行う公共性の高い広告
 - (3) 第3順位 市内において産業並びに観光文化の振興、人材の育成その他、地域振興に貢献するもの
 - (4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 3 条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(審査機関)

第 9 条 広告掲載の適正化を図るため、「広報紙 K O B E」等広告掲載審査委員会（以下「委員会」という）をもって市ホームページの広告掲載に係る審査機関にあてる。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

(1) 第 2 条（1 1）に関する事

(2) 広告主の範囲及び広告掲載の内容等に関する事

(広告掲載料の納付)

第 1 0 条 広告掲載料は、掲載の決定後、局長等が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、局長等が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第 1 1 条 局長等は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1 ヶ月単位とする。

(広告掲載の取り消し)

第 1 2 条 局長等は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿（データ）の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、またはこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) リンク先ホームページに Web 感染型ウイルスによる感染が認められたとき

(6) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと広告掲載審査委員会が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第 1 3 条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により局長等に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。ただし、第12条第2項から第6項に掲げる理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は企画調整局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の規定は、平成22年度分の広告について適用し、平成21年度分までの広告については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の規定は、平成 29 年度以降に新たに掲載する広告について適用し、平成 28 年度から継続して掲載する広告については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。